

平成 27 年 8 月 5 日

各 位

伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役社長 北本幸寛
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 桑原亮介
電話番号 03-5464-2380

当社前代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、当社の前代表取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本訴の提起については、会社法第 386 条第 1 項の規定により監査役が当社を代表することになります。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日
東京地方裁判所 平成 27 年 8 月 3 日
2. 本件訴訟を提起した者（原告）
(ア) 名称 伊豆シャボテンリゾート株式会社
(イ) 本店所在地 東京都港区南青山 7-8-4
(ウ) 訴訟における代表者 当社監査役 大月将幸
3. 訴訟を提起した相手（被告）
当社前代表取締役 小松裕介
4. 訴訟の内容及び損害賠償請求金額
(ア) 訴訟の内容 損害賠償請求事件
(イ) 請求金額 金 2682 万 8392 円及び訴状送達の日から支払済まで年 5 分の割合による金員
5. 請求原因の概要・状況
本件は、被告・小松裕介が平成 26 年 6 月の定時株主総会以降、当社に対して対価としての役務が提供されていないにもかかわらず、多額の金員を弁護士報酬として 3 法律事務所(以下「本件法律事務所」といいます)に支払ったことに関し、以下のような状況が認められたため、当社がそれにより蒙った損害の賠償を求めるものであります。

状況

- (1) 本件法律事務所からの成果物が確認できない。
- (2) 本件法律事務所の弁護士が裁判所が関与する係争案件の代理人として対応したことはない。
- (3) 本件法律事務所の内、1 法律事務所においては委任契約書が存在しない。 等

なお、今回の損害賠償請求額は、現時点で計算できる主要な被害額の一部であり、今後の調査結果によっては、損害賠償に関わる事象及び請求額はさらに追加、増加される可能性があります。

また、調査結果によっては、前代表取締役及びその他関係者に対し、別途損害賠償請求訴訟の可能性、及び刑事訴訟の可能性もありますことを併せてお伝えいたします。

6. 今後の見通し

本件訴訟の提起が、今後の当社業績に与える影響は、現時点では軽微であると考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以上